

総務教育常任委員会資料

(令和2年11月27日)

【項目】

ページ

- 1 「とっとりSDGsネットワーク」発足及び第1回会議の開催について
【新時代・SDGs推進課】・・・2
- 2 山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトの最終発表について
【新時代・SDGs推進課】・・・6
- 3 安心観光・飲食エリア協定の締結について
【新時代・SDGs推進課】・・・別冊
- 4 鳥取・広島両県知事会議の開催結果について
【総合統括課】・・・7
- 5 全国知事会議の開催結果について
【総合統括課】・・・8
- 6 令和2年度中国地方知事会第2回知事会議等の開催結果について
【総合統括課】・・・44
- 7 第123回関西広域連合委員会等の開催結果及び関西広域連合設立10周年記念式典について
【総合統括課】・・・別冊
- 8 「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について
【女性活躍推進課】・・・46
- 9 「第2次鳥取県女性活躍推進計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施について
【女性活躍推進課】・・・47
- 10 第2回イクボス充実度アンケート調査結果について
【女性活躍推進課】・・・50

令和新時代創造本部

「とっとりSDGsネットワーク」発足及び第1回会議の開催について

令和2年11月27日
新時代・SDGs推進課

鳥取県らしい持続可能な地域社会を実現するためには、行政、企業、団体、NPOをはじめ多様な主体による連携・協働が不可欠であることから、官民連携組織となる「とっとりSDGsネットワーク」を発足し、以下のとおり第1回会議を開催しました。

1 日 時 11月14日(土) 午後2時から3時30分まで

2 場 所 第3応接室、西部総合事務所 等

※会議は基本的にリモートで実施し、Web環境が整わない出席者等が各会場で参加。

3 議 題 ・とっとりSDGsネットワーク設立趣意書(案)等について
・SDGs普及啓発の活動について
・とっとりSDGs若者ネットワークの取組について など

4 出席者 とっとりSDGsネットワーク構成員 16名(欠席2名) ※詳細は別記

5 構成員の主な発言

【SDGs普及啓発の活動について】

- 取引先や地域などから、盛んに講師依頼を受けている状況があり、地域が一体となり盛り上がるのが非常に大切と感じている。(株式会社山陰合同銀行)
- 情報発信は、若者だけでなく、より多くの県民に伝わることをしっかり考えていく必要がある。(鳥取県生活協同組合)
- 広報の重要性はとても共感できる。各組織の特性を踏まえ、SDGsにしっかり取り組んでいくことが必要と考えている。(社会福祉法人こうほうえん)
- SDGsの言葉は知っているが、何から手をつけていいかわからないという声も伺っている状況。子育て中のお母さんのような、暮らしの身近にいる方々に向けても情報発信できればと思う。(Tottori Mama's)
- 企業単位で見れば、SDGsは勢いよく広がっている現状ではないと思われるため、企業のブランド力向上に繋がるよう、メディアによるSDGsの喚起に取り組んでいければと考えている。(株式会社新日本海新聞社)
- 県内でこれからSDGsへ取り組む方に対する、学術専門的な支援を考えている。(国立大学法人鳥取大学)
- 経営研究を高校生へ還元したいので、これまでも実施してきた出前授業について、SDGsをテーマに設定して取り組んでいくことを検討している。(公立大学法人公立鳥取環境大学)

【とっとりSDGs若者ネットワークの取組について】

- SDGs普及の視点として、カードゲームの製作だけではなく、例えば「すごろく」のような年代も問わず楽しめる内容も考えられるかもしれない。(鳥取県商工会議所連合会)
- 企業向けSDGsアプリについては、大変興味を持ったため、可能であれば金融機関も活用し、導入や推進に協力していきたい。(株式会社鳥取銀行)
- 企業向けSDGsアプリで分析される各ゴールの強み弱みのうち、特に弱みの部分を参考にしたいと感じた。加えて、本社のICT技術を用いて、バージョンアップに協力できればと考えている。(リコージャパン株式会社鳥取支社)
- 未来ある若者が、積極的にSDGsへ関わることを大変頼もしく感じ、本団体の取組(移住定住の促進など)にも協力していただきたいと感じた。(NPO法人なんぶ里山デザイン機構)
- 大人から子供たちに伝えると理解しづらいところがあるため、若い方から子供たちへ伝えたほうが望ましいと感じた。(日南町)

【その他】

- 障がいのある方が、働くことを通して地域課題を解決するという実践活動を、ネットワーク構成員として一緒に広報し、それがまたSDGsへ繋がればと感じた。(NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター)
- SDGsの理念「誰ひとり取り残さない」を踏まえると、私たちの活動は、様々な繋がりにより安心を伝えることとなるため、とても有意義であると考えている。(虹の会(不登校や障害、ひきこもりの親の会))

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月～ とっとりSDGsネットワーク構成員と連携した普及啓発活動の実施

- ・本ネットワーク構成員等の取組動画の作成及び紹介等
- ・本ネットワーク構成員等におけるSDGsの啓発物品（パネル等）によるPR

令和3年3月頃 第2回とっとりSDGsネットワーク会議（本年度の活動情報や次年度の取組について）

<参考>

■とっとりSDGsネットワーク構成員

No.	分野	所属団体	職名	氏名	備考
1	商工	鳥取県商工会議所連合会	会長	児嶋 祥悟	本ネットワーク代表
2	金融	株式会社山陰合同銀行	(代表取締役 専務執行役員) 地域振興部長	(杉原 伸治) 【代理】森 保志	
3		株式会社鳥取銀行	執行役員 営業統括部長	前根 伸彦	
4	企業等	リコージャパン株式会社鳥取支社	支社長	森田 尚	
5		鳥取県生活協同組合	福祉政策推進グループ グループリーダー	岡田 安弘	
6	地域活動	特定非営利活動法人なんぶ里山デザイン機構	(事務局長) 理事長	(板持 照明) 【代理】毎川 秀巳	
7	環境	特定非営利活動法人ECOフューチャーとっとり	副理事長	根本 昌彦	欠席
8	環境 消費活動	とっとり県消費者の会	会長	福井 靖子	欠席
9	障がい者支援	特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター	事務局長	赤井 寿美	
10	子育て支援	虹の会(不登校や障害、ひきこもりの親の会)	世話人代表	遠藤 明子	
11	高齢者支援	社会福祉法人こうほうえん	理事長	廣江 晃	
12	女性活躍	Tottori Mama's	代表	中井 みずほ	
13	報道	株式会社新日本海新聞社	地域プロデュース局 局長	小谷 和之	
14	若者	とっとりSDGs若者ネットワーク	青翔開智 高等学校3年	網田 かのこ	
15	教育	国立大学法人鳥取大学	理事・副学長	細井 由彦	
16		公立大学法人公立鳥取環境大学	事務局長	田中 洋介	
17	行政	日南町	企画課長	実延 太郎	
18		鳥取県	知事	平井 伸治	

■当日の様子



県庁第3応接室での意見交換



開発中の企業向けSDGsアプリ
(とっとりSDGs若者ネットワーク)

※アンケートへの回答により、SDGsの各ゴールにおける強み弱みを測ることができる。



今年度のSDGs普及啓発の活動について

基本方針

- ✓ 県民や県内団体等へ向けてSDGsを普及啓発し、学びから実践へつなげる取組を実施。
- ✓ コロナ禍の中、3密を避けることとし、「とっとりSDGsネットワーク」や「とっとりSDGs若者ネットワーク」が連携協力して実施。

【目的】 民間の調査機関によると、本県のSDGs認知度は依然低い状況にあるため、県民に広くSDGsを知ってもらい、より多くの実践例が生まれることを目的として実施。

【主なターゲット】 SDGsの実践者であるネットワーク構成員の関係団体や所属団体 等
 → ネットワークの発足を契機として、各構成員のそれぞれが持つネットワークを活用して普及啓発を行うことで、SDGsの更なる浸透・拡大を図る。

○SDGsを知る・考える

- ・ 県民に見えやすい形でSDGsに関する様々な普及啓発を実施。
- ・ 県内の取組を知る。
 → 「とっとりSDGsネットワーク」メンバーの活動状況を動画などで紹介

○SDGsを実践する（一人ひとりが実践）

- ・ 家庭でもできる身近な実践例を、とっとりSDGs若者ネットワークが紹介。
 → 動画や地元メディアなどを通じたPRを実施

今年度のSDGs普及啓発の活動について

【ターゲット】個人

SDGs実践例を動画紹介

日常生活でごく簡単に取り入れられるSDGs行動の紹介冊子の事例を動画で作成・配信を行う。



スマホでもできるアクションガイド（国連広報センター）

若者ネットワークとの連携取組

【ターゲット】企業・団体

NW構成員と連携

NW構成員・パートナー登録者の取組を動画紹介

ネットワーク構成員やSDGsパートナー登録者の実践動画を作成・配信を行う。



SDGs関連情報をフェイスブックなどのSNSにより情報発信し、県内の個人・企業・団体等の行動変容へつなげる！

NW構成員と連携

【ターゲット】個人・企業・団体

SDGs県内巡回展

県所有の啓発物（パネル等）を、ネットワーク構成員、企業・団体や市町村等へ貸し出し、身近にSDGsの情報がある環境づくりを実施。



駅前広場、商店街、空き店舗などの展示も視野

【ターゲット】企業・団体

NW構成員と連携

NW構成員・パートナー登録者の取組をHP紹介

ネットワーク構成員やSDGsパートナー登録者の取組をとりネットへ掲載し、SDGs達成に向けた様々なアプローチを紹介。



とっとりSDGs若者ネットワークの活動

- 持続可能な社会の担い手となる若者（高校生、大学生、社会人など）により、SDGsの実践につながる調査や活動を行う「とっとりSDGs若者ネットワーク」を8月に結成。
- R2年度は、「幅広い世代への普及啓発活動」と「企業のSDGsへの主体的な取組推進」をテーマとし、具体的に活動を進めている。
- 活動成果については、本会議などで報告するとともに情報発信。



～取組テーマの具体的なイメージ～

「幅広い世代への普及啓発活動」

…鳥取県ユニセフ協会学生部との協働により**カードゲームを制作**し、**こども向け学習会を開催**。身近な生活での実践例を紹介する**動画づくり**など

「企業のSDGsへの主体的な取組推進」…**企業が自らのSDGs取組度合いを手軽に測れるアプリを開発**、普及させ、企業の主体的な取組を促進

幅広い世代への普及啓発

トリセフと連携したカードゲームづくり

- トリセフ（鳥取県ユニセフ協会学生部）とのパートナーシップにより、**こどもから大人まで楽しめるSDGsカードゲームを制作中**！制作後は、**カードゲームを使ったSDGs学習会**の開催を計画中。
- ★ 今後も、こどもから大人まで幅広い層にカードゲームを使ってもらい、SDGsを考えてもらうキッカケを創りたい！
- ★ カードゲームの内容も、利用者の声も聴きながらブラッシュアップしていく予定。



生活での実践例を紹介する動画づくり

- 国連の「ナマケモノにもできるアクションガイド」を参考に、生活での身近な実践例を選定。
- トルピーの出演などにより、**鳥取らしい動画**となるよう、内容を検討中！！
- ★ 今後、制作した動画をYoutubeなどでも広めていき、県内でのSDGs実践を拡げていきたい！



山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトの最終発表について

令和2年11月27日
新時代・SDGs推進課

鳥取県及び島根県の若手職員が連携し、両県共通の課題を解決するための政策立案プロセスの実践を通し、互いに交流を深めるとともに、課題解決の糸口を見つけ両県がともに発展することを目的とした山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトの取組を5月から実施してきましたが、最終発表会を以下のとおり開催しました。

1 日 時 10月30日(金) 午後4時30分から5時30分まで

2 場 所 米子商工会議所

3 出席者 山陰両県若手職員交流・連携プロジェクトメンバー 10名(20・30代の職員を両県から5名ずつ)
鳥取県：知事、令和新時代創造本部長、検討課題担当部局長等
島根県：知事、政策企画局長、自治研修所長、検討課題担当部局長等

4 プロジェクトの検討課題・提案内容・意見

(1) 検討課題

人口減少対策において「都会へ転出した若い女性が戻り、定着する山陰地方を目指す」政策提案

(2) 提案内容と主な意見

<主旨>両県共通の課題である若者の転出超過において、女性が戻ってきやすい環境や魅力のある地域づくりのための取組を若手職員の観点から検討し、両県の施策を強化する。

◆地元で輝く！未来のキャリアビジョン創出支援事業

・就職の方向性が定まっていない大学1～2年生を対象に、山陰で輝きながら働くイメージを持ってもらい、山陰地域でのインターンやUターン就職へ繋げるために、学生と地元の若手会社員が共同で活動を行う交流イベントを実施する。

→知事の主な意見

- ・情報発信のあり方について、大学生の1～2年生の時に一度やってみるといのは確かにそうかもしれない。山陰両県で高校生だった頃の思い出が深くあって、やっぱりいつか戻ってみたいという気持ちを大事にしてもらえるようにするには、導入部分としてあるのかなと思う。(平井知事)
- ・全国的な企業のインターンは事実上の事前面接になっているため、もうその辺りから就職活動が始まっていると考えると、もう少し早く県内の企業情報を知ってもらわないと選択肢にも入れてもらえなくなるのではと思っていたところ。若い皆さんも同じような認識を持っていただいていると理解した。(丸山知事)

◆山陰版Uターン促進シェアハウス事業

・「地元が気になっているものの、実家とは距離が欲しい」という新社会人を対象に、シェアハウスという新しい選択肢を提供する。また、情報発信や地域との関わりを持つことで、新たなUターン者の獲得へ繋げる。

→知事の主な意見

- ・シェアハウスというのは、今の若い皆さんの感覚に合うのだと思う。地域との交流ができるような、新しいタイプのシェアハウスということもあり得るのかなと思う。(平井知事)
- ・付加価値を付け、一人暮らしより良い生活、気の合う人と生活ができるスタイルを示すことができれば、それはこれまでなかった魅力だと思うので、そうした方向性というのはいり得るのかなと思う。(丸山知事)

◆パラレルワーク応援事業

・山陰では仕事の選択肢が少ないという声に応じて、複業(パラレルワーク)という働き方を提示し、Uターンに繋げるため、複業が可能な環境を作り、導入企業を増やし広報を行う。

→知事の主な意見

- ・コロナにより様々な暮らし方、働き方、生き方が増えてくると思う。山陰に住みながら、都会の仕事のリモートで行うということは絶対に出てくるはずなので、そこから移住定住に引き込むという戦略がある。その中でこの複業モデルというのを活かしていけたらよいと思う。(平井知事)
- ・働くことを一つに固定せずに、自分の能力を活かして複業ということもあるだろうし、山陰両県ともそういう魅力や素地がたくさんあると思うので、もっと幅を広げて選択肢を示していく。そもそもそういうことができるということがよく知られていないということから改善していくことが必要なのかなと思った。(丸山知事)

5 今後の対応

提案内容は、それぞれの担当所属がさらに深化させ、来年度の予算要求等に反映させる予定です。

鳥取・広島両県知事会議の開催結果について

令和2年11月27日
総合統括課

鳥取県と広島県に共通する政策課題への認識を深めるとともに、連携した対応方策を検討するため、鳥取・広島両県知事会議を以下のとおり開催しました。今後、連携施策の具体化及び実行に向け、両県間での検討を進めていきます。

(※) 広島県との両県知事会議は、平成23年度に広島県で第1回会議を開催して以来、毎年開催しており、今回は9回目の開催。

1. 開催概要

- (1) 日 時 令和2年10月20日(火) 午後2時から3時まで
- (2) 場 所 奥田元宋・小由女美術館(広島県三次市内)
- (3) 出 席 平井鳥取県知事、湯崎広島県知事
- (4) 概 要

両県知事間で意見交換を行い、以下のとおり今後新たな連携施策を検討・実施していくことについて合意した。

①新型コロナウイルス感染症対策における広域支援体制の強化

- ・ インフルエンザとの同時流行期に備え、両県連携しての訓練や机上シミュレーションを実施する。
- ・ インフルエンザ等対策特別措置法や感染症法について、国と都道府県、都道府県と保健所設置市との関係について役割分担を整理した法改正を求めていく。

②クラウド上で業務システムを共通・共同化するための取組を推進

- ・ 都道府県間で共同化・共通化できる行政システムを洗い出し、クラウド化することを検討していく。
- ・ 災害時におけるAIチャットボット※の共同利用を検討する。

※ LINEアカウントと「友だち」登録を行ったユーザーが、災害に関する写真等の情報をLINE上で投稿し、その内容をAIが分析した上で、地図上に展開・集約し、広範囲に現場情報の収集及び関係機関との情報共有を行う仕組み。広島県が実証実験中。

③「しま“なみ”海道」・「やま“なみ”街道」・「鳥取うみ“なみ”ロード」の連携によるサイクリング観光の振興

- ・ 「鳥取うみなみロード(境港市～岩美町)」の開設を機に、「しまなみ海道(今治市～尾道市)」、「やまなみ街道(尾道市～松江市)」、「鳥取うみなみロード」の連携によるサイクリング観光の振興を図る。

④三次市の「もののけ」、境港市の「ゲゲゲの鬼太郎」による妖怪を核とした周遊観光の推進

2. 今後の予定

今回合意した事項を中心として、施策の具体化や実行に向け両県事務レベルでの検討を進めるとともに、さらなる連携分野・方策の可能性についても、併せて検討を進めていく。



全国知事会議の開催結果について

令和2年11月27日

総合統括課

令和2年11月5日（木）に全国知事会議（全国知事会主催、WEB会議）が開催され、新型コロナウイルス感染症対策、地方分権、地方税財政など、地方を取り巻く諸課題に対し国に必要な対策を求める提言等を取りまとめ、11月20日（金）に開催された全国都道府県知事会議（政府主催）において総理大臣等への提言を行いました。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、11月23日（月）に、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部を開催し、感染拡大防止に向けた議論が交わされました。

<全国知事会議（全国知事会主催）>

1 日時等 令和2年11月5日（木） 午前8時55分～正午（WEB会議）

2 出席者 平井鳥取県知事ほか各都道府県知事等

3 開催概要

平井知事から、新型コロナウイルス緊急対策本部本部長代行として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」を提案し、冬季における感染症対策の強化、法的措置の見直し、水際対策の強化、偏見・差別行為の排除等を盛り込んだ緊急提言（資料1）が取りまとめられた。

また、年末年始における帰省や旅行の分散、企業における休暇の分散取得のお願い、帰省・旅行の際の感染防止対策の徹底などを呼び掛ける全国知事会からのメッセージ（資料2）も取りまとめられた。

さらに、地方分権推進特別委員長として、昨年来議論を続けてきた「地方分権改革の推進に向けた研究会」（令和元年12月設置）において、自治立法権の拡充・強化、地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し、国の政策決定プロセスへの地方の参画などを柱とした報告書（資料3）が取りまとめられたことを報告した。今後に向け、地方分権改革を国へ具体的に問題提起するため、事務レベルWTを設置し、調査・分析を行うこと、国と地方のパートナーシップの強化に向け、国と地方の協議の場の分野別分科会の設置を国に求めていくことが決定した。

その他、地方を取り巻く各種課題・テーマに沿って活発な議論が交わされ、国への提言が取りまとめられた。

（取りまとめられた主な提言）

○税財政等に関する提案

- ・地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向け、新型コロナ感染症対策予備費の活用や第3次補正予算編成を含む追加の経済対策を講じること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を令和3年度以降も継続すること。
- ・想定を超える大きな減収が懸念されることから、地方消費税などを減収補填債の対象に追加すること。
- ・令和3年度の地方財政計画においても地方一般財源総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- ・「緊急防災・減災事業債」を継続し、対象事業の拡大を図ること。

○新たな5か年対策による国土強靱化の加速と地方創生回廊の構築提言

- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が終期を迎えることから、事業期間を5か年とする中長期的かつ明確な見通しのもと、別枠による必要な予算・財源を確保すること。
- ・高速道路等のミッシングリンク解消、4車線化、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、地方創生回廊を早期に構築すること。

○新たな過疎対策法の制定に関する追加提言

- ・「一部過疎」、「みなし過疎」の特例について、現行地域が引き続き過疎対策を進められる要件を設定すること。

○デジタル社会の実現に向けた提言

- ・オンライン化など住民サービスの向上と効率性を追求した行政システムを構築すること。
- ・どこでも、誰でも、デジタル化の恩恵を享受できる環境を整備すること。

- ・デジタル化を推進する人材の確保・育成を支援すること。

○災害時における死者・行方不明者の氏名等公表に係る提言

- ・災害対策基本法に、災害時に死者・行方不明者の氏名等公表を行う主体と、公表に関する権限、関係機関の個人情報提供の協力義務を規定するなど、法令上の根拠を明確にすること
- ・知事が、地域の実情や被災の状況を踏まえ、円滑かつ迅速に氏名等公表の判断ができるよう、公表の判断の参考となる標準例を定めたガイドラインの策定に、全国知事会とともに協力して取り組むこと。

<全国都道府県知事会議（政府主催）>

- 1 日時等 令和2年11月20日（金） 午後4時～午後6時40分（総理大臣官邸）
- 2 出席者 （全国知事会）平井鳥取県知事ほか各都道府県知事等、（政府）菅内閣総理大臣ほか関係閣僚
- 3 開催概要

菅内閣総理大臣及び関係閣僚出席のもと、新型コロナ対策、防災・減災対策や地方財政対策、デジタル社会の実現など地方が抱える課題等に基づき意見交換が行われた。平井知事からは、菅内閣総理大臣に対し、新型コロナウイルス感染症対策、社会保障、地方分権について提言を行った。

（平井知事の発言概要）

- ・地方も政府と一体となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。
- ・医療機関の休業補償、医療従事者への危険手当を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすべき。
- ・陽性者の早期発見、封じ込めのため、実効性ある措置を講ずることができるよう、宿泊療養の法的根拠を明確にするなど新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症法等を改正すべき。
- ・病床削減を進める地域医療構想の議論を一旦停止し、感染症対策も含めた新たな視点で議論をしていくべき。
- ・新型コロナウイルス感染症対策で国と地方が緊密な対話を行っているように、その他の分野においても国と地方の協議の場の分野別分科会を設置すべき。

（菅内閣総理大臣の発言概要）

- ・まずは、既に措置している新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を速やかに医療現場に届けることを願う。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正については、慎重、前向き、様々な意見があることから、引き続き幅広い意見を聞きながら検討していきたい。
- ・地域医療構想については、丁寧に意見を聞きながら議論を進めていきたい。
- ・脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設することとしている。

<全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部（第13回）>

- 1 日時等 令和2年11月23日（月） 午前9時～正午（WEB会議）
- 2 出席者 平井鳥取県知事ほか各都道府県知事等
- 3 開催概要

各知事より各県の感染状況等の報告、感染拡大防止策等の共有、国への意見などが発言された。中でもGoToキャンペーンについての意見が多く、地域を限定してGoToトラベル事業を一時停止する選択肢を認めること、出発地の限定も含めて具体的な仕組みを明らかにすることなど求める「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言」（資料4）が取りまとめられた。

また、マスクの着用、会食時の感染リスク低減、感染者や医療従事者を思いやることなどを呼び掛ける「新型コロナ「第3波」警戒宣言！」（資料5）も取りまとめられた。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

我々47人の知事は、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、引き続き地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けてまいる所存である。

については、政府におかれては、各都道府県の取組への財政的な裏付けを確実に講じることをはじめ、以下の項目について迅速に対処されるよう、ここに提言する。

1 今後の新型コロナウイルス感染症対策について

- 寒気が増す冬季に新型コロナウイルス感染症が拡大すると見込まれていることに備え、我々都道府県をあずかる知事としても国民の健康と命を守るため機動的に対処していく決意である。国においても、発生状況の分析や国内外の研究成果を活かして、感染拡大防止対策を早急に確立するとともに、事業別ガイドラインの見直しなど機動的に有効な対策を展開すること。
また、国として、年末年始に向け、若者等を含め実効性のある呼びかけを精力的に行うこと。
- 秋冬の季節性インフルエンザの流行期における、新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、今後、発熱患者の受診の増加が予想される診療所等への感染防止対策などの診療・検査体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うとともに、増大する医療・検査を賄うため、交付金総額を増額するとともに、交付上限額の見直し、手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への用途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。
- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対しては、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給、新型コロナウイルスの抗原検査キットの安定供給及び個人防護具の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」におけるスタッフに対する危険手当の創設や罹患した場合の休業補償を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。併せて、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにすること。

加えて、感染の拡大に対応できる大都市 I C U 拠点の整備等、速やかに対処するとともに、人工呼吸器、E C M O 等医療機器を管理する人材の育成等を行うこと。

- 多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制の整備に当たっては、受診・相談センターの代理的機能を担う医療機関が円滑な運営を行えるよう、補助基準額の増額又は都道府県ごとの想定上限額の範囲内での柔軟な運用を可能とすること。
- 今後増加が見込まれる P C R 検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、P C R 検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする 1 日 20 万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査陽性の場合は、迅速に P C R による確定検査が行えるよう体制の整備を整え、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。
- 指定感染症の運用については、まん延防止や重症化防止の観点から必要に即して引き続き入院措置を行うことを徹底し、都道府県知事の裁量で入院措置を行う場合においても、国による財源措置を十分に行うとともに、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合に、宿泊療養施設や自宅など医療機関以外で療養することについても、法令上明確に位置づけること。
また、今後の見直しに当たっても、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の措置を通じて各都道府県が大都市部・地方部それぞれの手法により精力的に感染拡大を食い止めている実情に沿った改善を都道府県毎の裁量を活かして図ることを基本として、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。加えて、H E R - S Y S について、利用者の声を十分に踏まえて使い勝手の改善を図るとともに、データの抽出機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと。また、端末機器の導入など医療機関が H E R - S Y S への入力を開始するために必要な経費への支援を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、特別措置法第 24 条や感染症法第 16 条の運用弾力化など全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、未だ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とは言い難く、宿泊療養施設への療養を求める勧告、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じることや、保健所設置市の疫学調査にかかる情報を都道府県へ集約するための法的根拠を明確化するとともに、国による補償金的な「協力金」に関して国において早急に議論を進めること。

- 疑い患者等に係る情報等については、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

3 医療機関等や福祉施設の経営安定化について

- 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しい状況となっており、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、国庫補助事業の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。
- 薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。

4 水際対策について

- 政府は段階的に全世界からの入国を条件付きで再開する方向で取組を進めているが、感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後、入国者・帰国者の段階的な増加が相当程度想定されるため、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等に必要な十分な待機場所及び検査場所を確保すること。
また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。
なお、中長期滞在者において、入国後の滞在先が未定の方も少なくないため、住民票の早期提出を推奨するとともに、外国人の居所に係る情報を都道府県へ提供すること。
- 検査結果が陽性の場合の対応については、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。
また、今後の入国制限緩和の見通しに応じ、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。
併せて、洋上における緊急上陸などへの対応も踏まえた体制整備も構築すること。

○ 陽性の検査結果判明後の自治体への情報提供については、遅れが生じる事のないよう、引き続き自治体への速やかな情報提供を行うこと。併せて、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、検疫所において、入国者・帰国者に対し接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、外国人に対し、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、標準予防策などの感染防止策の周知を大使館等を通じて行うほか、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明でのコミュニケーション支援等の側面支援に加え、健康観察等に関し、国において電話医療通訳サービスを含めワンストップ窓口（コールセンター等）を設置するなど、入国制限緩和に伴い、更なる業務の急増に対応するため、制度の抜本的な見直しを行うとともに、国の責任において集中的に実施するなど、保健所等の負担軽減を図ること。

また、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること。

5 新型コロナウイルス克服実現に向けて

○ 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

○ これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見や職場感染など感染拡大につながった具体的状況を都道府県とも情報共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止策への支援を拡充すること。加えて、平時も含めた感染症対策を機動的に行うため、国・地方を通じた危機管理体制の構築についても検討すること。

6 偏見・差別行為・デマ等の排除について

○ 新型コロナウイルス等、病魔と闘う感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者をはじめ国民の健康や暮らしを支えている方並びにこれらの家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対して、デマが拡散されたり、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定など、人権が脅かされる事例が横行していることは、我々が深く憂慮するところである。こうした行為は当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染症拡大防止への協力も得にくくなるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題となっており、国としても継続的な広報や教育・啓発、

相談窓口の充実・強化、偏見・差別を受けた方への支援などの感染症法等法令への位置づけ、「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」の見直しも含め、人権を守る対策を強力に講じること。

また、偏見・差別への対策は継続的に取り組んでいく必要があることから、相談窓口の設置やネット監視業務等、地域の実態に即した地方の取組に対する財政支援を行うこと。

なお、感染者が発生した場合の情報公開の内容等によって、偏見・差別等を招くおそれもあることから、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

7 新型コロナを踏まえた今後の地域医療提供体制について

- 新型コロナウイルス感染症への対応により、医師の労働環境を含めて、地域医療の提供体制全体に大きな変化が生じており、その影響について医療圏及び医療機関ごとにきめ細かく分析をした上で、新型コロナウイルス感染症対策をはじめそれぞれの地域医療の実情に基づき、地域医療構想の実現やその中の公立・公的医療機関のあり方、医師不足対策及び医師の働き方改革について検討することとし、将来的な医師数や病床数等の医療提供体制に関する一連の議論については、新型コロナウイルス感染症の終息後に仕切り直しをするとともに、2024年度からの医師の働き方改革に関する新制度については、施行猶予も含めた検討を行うこと。併せて、医師の労働時間短縮に資する取組を行う医療機関への支援や実効性のある医師偏在是正対策を、継続的に実施すること。

併せて、感染症専門医や感染管理認定看護師等の人材育成を支援するほか、政策医療に携わる医師の確保策等について検討すること。

8 「ウィズコロナ」「ポストコロナ」時代の産業の振興と地方創生の実現について

- 新型コロナウイルス感染が再び猛威を振るう中、実質国内総生産2次速報値が1955年以降で最大の落ち込みとなるなど、日本の経済は深刻な局面を迎えている一方、新しい生活様式を取り入れ、多様で柔軟な働き方や新しいビジネスモデルが生まれている。この機を逃すことなく生産性の向上や新たな付加価値の創出を図ることにより、地域経済を強化し、ひいては日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現するとともに、未来技術を最大限活用し、社会全体のDXを進めてステージアップを図り、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、ポストコロナの地方創生を実現する必要がある。

このため、経済・雇用情勢の変化に応じ、臨機応変に追加経済対策予算の編成やGOTOキャンペーンの期間延長を行うこと。感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援や需用創出・消費喚起対策を行うとともに、地域経済の活性化、国内回帰も含めた地方の生産拠点機能の強化やデジタル技術の導入支援・人材育成に取り組むこと。特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

併せて、地域の公共交通を担う交通事業者に対して実情に即し十分な緊急支援措置を講ずるとともに、緊急特別融資に係る地方負担や生活福祉資金貸付制度について、後年度負担も含め確実に十分な財政措置を行うこと。

9 困難に直面している若い世代への支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの貧困や児童虐待の潜在化など、社会の脆弱性が浮き彫りになると同時に、特に弱い立場にある子どもたちへの支援の強化の必要性が明らかになったことから、「地域で子育て支援を行う団体」等への支援を行うとともに、保育所や放課後児童クラブ等への財政的支援や、学校、関連施設における感染症予防対策への支援及びICTを活用した学習機会の確保、さらには再び就職氷河期世代を生み出すことがないように経済界への要請を行うなど、将来世代を応援するための対策を講ずること。

10 地方財政への支援について

- 地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用も含め、追加の経済対策を講じるなど、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続を図るとともに、都道府県において負担している感染症患者の入院医療費、PCR検査料等への財源措置を行うこと。

加えて地方消費税などを減収補てん債の対象に追加し、公的資金を確保するなど、地方財政の安定的な運営に支障が生じないようにすること。

また、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、感染拡大防止対策をはじめ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源を確実に確保・充実すること。

令和2年11月5日

全国知事会

法律改正が必要と考えられる事項

- 休業や営業時間短縮の要請・指示に対する遵守義務及び違反した場合の罰則の明記（特措法第 45 条関係）
- 食品衛生法に準じた行政処分（食中毒発生時の営業停止処分・店名公表）の明記（特措法関係）
- 休業や営業時間短縮の要請・指示を受け入れた事業者に対する支援措置（特措法第 60 条関係）
- 積極的疫学調査への協力義務の明記（感染症法第 15 条関係）
- 宿泊施設における療養の法定化（感染症法第 19 条・第 20 条関係）
- 陽性者及びクラスターが発生した施設等に係る情報公開の根拠規定の明確化（感染症法第 16 条関係）
- 感染症に関する情報の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化（感染症法第 15 条，第 16 条，特措法第 24 条関係）
- 新型コロナウイルス感染症の患者や医療従事者、他県からの来訪者、外国人等に対する偏見・差別行為・デマ等の排除及びこれらの行為を受けた人への支援措置（特措法及び感染症法関係）

「年末年始」新型コロナにご注意を！ ～ 全国知事会からのメッセージ ～

今年も残すところ2か月を切りました。年末年始の帰省や旅行をご検討されている方も多いかと思えます。

人の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症が拡大することのないよう、帰省や旅行の際には下記の点に十分留意していただくようお願いします。

- ・ 年末年始の時期は、人の移動が集中し「密」になりがちのため、帰省や旅行を分散していただくようご協力をお願いします。各企業におかれても、従業員の皆さんの休暇の分散取得にご協力をお願いします。
- ・ 注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり
- ・ 会食の際には、「飲酒は少人数・短時間で」、「席の配置は斜め向かいに」、「ガイドラインを遵守したお店で」など、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。
- ・ 「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に協力して下さい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は誰もがどこでも感染する可能性があります。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、感染者のみならず、医療従事者はじめ国民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支えあいの気持ちを持ちましょう。そして、都道府県外からの帰省者・旅行者をあたたかく迎えましょう。

令和2年11月5日

全国知事会

「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書の要点

【基本的方向】

- 各地方自治体は、人口減少社会の本格的な到来等に伴う様々な課題の解決などに取り組むとともに、地域の実情に応じた施策を自らの責任で実践していくことが必要。
- 国と地方の緊密な連携の下で新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできた経験も踏まえ、国と地方の連携のより一層の強化が必要。

○地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう自治立法権を拡充・強化

- ・ 義務付け・枠付けの緩和や法令の統廃合など、法令の規律密度緩和
- ・ 「従うべき基準」の原則「参酌基準化」
- ・ 条例制定をはじめとする自治立法権の積極的な行使

○地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し

- ・ 計画策定を求める法令等の見直し
- ・ 趣旨・目的の重複や必要性の低下が見られる計画等の統廃合
※法令により計画等の策定を求める規定：157件（H4年）⇒390件（R元年）

○国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みを充実

- ・ 政策形成段階から国の政策決定プロセスに地方が参画
- ・ 分野別分科会の設置など、「国と地方の協議の場」の制度的充実
- ・ 議員立法に地方の意見を反映させる仕組みを導入

○国と地方の緊密な連携による新しいパートナーシップを構築

- ・ あらゆる分野において国と地方の代表者が実質的な議論を行う場を定常的に設置
- ・ 国が専ら所管している行政分野における国・地方協働型の行政運営の推進

○地方自治の基盤となる地方税財政の充実・強化

- ・ 地方全体と個別自治体レベルとを含めた地方一般財源の確保・充実
- ・ 国と地方の税収割合と歳出割合の乖離の縮小
- ・ 地方税財政の制度設計や配分等の決定における地方代表の参画

「地方分権改革の推進に向けた 研究会」

報 告 書

令和2年10月

全国知事会地方分権推進特別委員会

地方分権改革の推進に向けた研究会

— 目 次 —

I はじめに	1
II 基本的方向	
1 これまでの改革の成果と現状	2
2 現状認識を踏まえた課題と目指すべき方向	3
III 具体的方向	
1 自治立法権の拡充・強化	4
2 計画策定に関する規定の見直し	6
3 国の政策決定プロセスへの地方の参画	8
4 国と地方のパートナーシップの強化	9
5 地方税財政の充実・強化	11
IV おわりに	13

I はじめに

人口減少社会の本格的な到来や地域経済の縮小、頻発する自然災害など、国・地方を通じて様々な課題に直面する中で、各地方自治体はそれぞれの地域の実情に応じて、これらの課題への対応に日々取り組んでいる。

そうした中、新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい、我が国における感染者も累計9万人を超えるとともに、令和2年4～6月期の実質GDPもマイナス28.1%と戦後最大のマイナス成長を記録するなど、日本経済にも深刻な影響を与えている。

このような状況下において、新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立つ都道府県は、全国知事会として累次にわたって国と緊密かつ率直な意見交換を行うとともに、互いに協調して感染拡大防止や経済対策に取り組むなど、国との連携を保ちながら、各都道府県がそれぞれの感染状況に応じた臨機応変な対策を実施してきた。

こうした動きにより、四半世紀を超える地方分権改革の歴史の中においても、かつてないほどに、都道府県が果たす役割の重要性に大きな注目が集まっている。

また、従前より、地方自治に対する国の立法のあり方については様々な議論がなされてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症対策においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく協力要請の対象施設が国の通知により限定されているなど、国の地方に対する関与について様々な課題が指摘されており、地方自治体が住民から求められる役割を果たす上での立法措置のあり方を見直す必要性を改めて浮き彫りにしている。

加えて、地域経済の再生や人口減少社会への対応などの歳出圧力が高まる中で、住民から求められる役割を都道府県が引き続き果たすためには、地方税財源の充実・強化が前提条件となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収減をはじめとした地方財政への多大なる影響が懸念され、その影響はリーマンショック時を上回り、長期化することも予測される。

本研究会では、令和元年6月及び11月に開催された全国知事会議における議論を踏まえ、自治立法権の拡充・強化や国と地方の新たなパートナーシップの実現を主な検討テーマとし、今後の地方分権改革が目指すべき方向を展望した。そうした中、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことから、その経験の中で浮き彫りとなった、国の地方に対する関与のあり方や国と地方の緊密な連携といった論点にも焦点を当て、議論を展開した。

我が国の各地域で、それぞれの地域の実情に応じて住民自ら活力ある地域社会を創る地方創生を実現するためにも、未だ途上にある地方分権改革を更に前進させるべく、各地方自治体や全国知事会をはじめとする地方六団体には絶え間ない努力が求められる。

Ⅱ 基本的方向

1 これまでの改革の成果と現状

平成5年6月に、衆参両院において憲政史上初めてとなる地方分権の推進に関する決議が行われ、我が国において地方分権の積極的な推進を図る新たな時代が幕を開けた。

第1次地方分権改革では、平成7年に成立した地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会の勧告事項を中心に、機関委任事務制度の廃止とそれに伴う自治事務・法定受託事務の区分の創設、国の地方に対する関与を限定した上でその法定主義を明記するなど、国と地方の事務の区別を明確にした上で、国の地方に対する関与をルール化する改革が行われた。また、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、法定外目的税が創設された。

その後、三位一体の改革を経て、第2次地方分権改革においては、平成18年に成立した地方分権改革推進法に基づく地方分権改革推進委員会の勧告を受け、多くの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどが実現した。

また、「国と地方の協議の場」や提案募集方式など、地方の声を国の制度や施策に反映する制度も導入され、地方分権改革推進委員会による勧告や、地方分権改革有識者会

議による審議を受け、第10次にまで至る一括法が成立している。

こうした一連の改革は、国と地方の関係を「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変え、地方自治体の自主性・自立性を高める方向で推進されてきたものと言える。

しかし、一般に法令の規律密度が高い上、「従うべき基準」をはじめとして、制度の細かな運用の部分まで国の法令が関与するなど、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状も依然として存在し続けている。

また、地方税財政についても、各地方公共団体は、法定外税も活用しながら財源確保に取り組んでいるところであるが、三位一体の改革において、国庫補助負担金の改革や税源移譲と併せて行われた地方交付税の大幅な削減などの影響もあり、地方税財源の充実・強化は十分になされているとは言い難い。

加えて、近年は、法令で明確に義務付けてはいないものの、「努力義務」又は「任意」によって地方自治体に計画等の策定を促し、場合によっては国庫補助金などの財政的なインセンティブを絡めることにより、国が地方を誘導しようとする手法が増加傾向にあり、計画策定等の負担が重くなっていることもあることから、地方側からその見直しを求める声が高まっている。

2. 現状認識を踏まえた課題と目指すべき方向

東京一極集中の是正は、我が国において長らく課題として指摘されてきたが、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ポストコロナの時代を見据えた、「多核連携による分散型国土の形成」の重要性が再認識された。

また、各地方自治体は、その果たすべき責務として、人口減少社会の本格的な到来などに伴う様々な課題解決や、我が国を取り巻く国際情勢の変化、AI・IoTなどをはじめとした情報通信技術の進化、相次ぐ大規模災害などに対応するとともに、地域の実情を踏まえた住民サービスの向上につながる行政のデジタル化を、国と連携して進めていか

なければならない。

加えて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。それは、また、イノベーションを生むとともに自然災害に対するレジリエンス（回復力）を高め、国際競争力の高い国家の実現にもつながる。そのためには、個性豊かな地域がそれぞれの地域のことは地域で決定し、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方分権を更に推進し、国・地方を通じて有効かつ効率的な行政体系を構築することが不可欠であるとともに、各地方自治体が引き続き責任と覚悟を持って地方自治に取り組むことが必要である。

さらに、地域の実情に合った施策の実施を可能とするためには、国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みをより一層充実させることが必要であり、地方の声を国政に反映させた制度構築を目指すとともに、これまでの改革の中で培われてきた国と地方の連携をより一層強化していくことが必要となる。

これらの方向は、地方税財源の充実・強化を伴わない限り達成しえない。そのため、年度・団体ごとの地方一般財源の充実・確保は当然であるが、国と地方の税収割合と歳出割合の乖離の縮小をはじめとした、これまでの改革において示されてきた方策に加え、今回の新型コロナウイルス感染症対策における経過に鑑みれば、地方は住民のための自治の実行に責任を持ち、国はそれを支援する役割を担い必要な財源を確保する責任を持つという大きな方向性の下、新たな時代における地方自治の姿を見据えた地方税財政制度を構築していく必要がある。

Ⅲ 具体的方向

1 自治立法権の拡充・強化

（1）現 状

地域の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、例えば、福祉分野においては105項目にわたる規定が存在し、全国知事会等が行ったアンケート結果において

も、「従うべき基準」による支障事例を多くの地方自治体の実感し、抜本的な見直しを求める声がある。

また、地方が前面に立って責任を負わなければならない災害対応においても、地域資源を有効に活用した被災者支援が十分に行えないなど、地域の実情に合った制度運用が困難な場合などがある。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策においても、特措法に基づく協力要請や施設の使用制限等に係る要請・指示は都道府県知事の権限であるにもかかわらず、協力要請の対象施設が国の通知により限定されていたり、法令に基づかず国への事前協議が求められるなど、国の地方に対する関与等について課題が指摘されており、こうした点は、特措法に基づく国の総合調整権との関係に留意しつつも、見直しが求められるところである。

このように、法令の規律密度が高いこと等に起因して、制度創設から7年目を迎えた提案募集方式においても毎年多くの提案が行われており、地域の実情に応じた施策を実施することが困難な現状が未だ存続していることを示している。

さらに、既に一部の法令では、条例で独自基準等を定めることができるものもあり、また、新型コロナウイルス感染症対策も含め、独自条例を制定し、地域課題の解決や独自のまちづくりなどに取り組む地方自治体も存在している。

(2) 目指すべき方向

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、地域の置かれる状況や課題の多様化がこれまでも増して進むとともに、地方自治体の職員の減少も見込まれる中にあることは、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、今後の地域社会を支えるような法令体系へ転換していく必要がある。

そのためには、過剰過密な法令を見直し、国が制度の基本的な部分は定めつつ、施策実施の具体的な手法や基準などの詳細は地方自治体が条例で定めるなど、立法における分権を進め、自治立法権の拡充・強化を図る必要がある。